

▼ INDEX

- 1 新着アナリストレポートのお知らせ
- 2 個人投資家向け合同IR説明会「JASDAQ Value IR Square」を開催します！
- 3 会社四季報JASDAQレポートを公開しています
- 4 上場会社動画配信情報
- 5 証券取引等監視委員会コラム

以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5.を抜粋しております。

5 証券取引等監視委員会コラム

証券検査について(その1)

前々前回までは、開示検査について述べてきたが、前々前回の「開示検査について(その7)」において、「次回以降は、10月19日に公表した『ファンド販売業者に対する検査結果について』及び関連する建議を題材として、証券検査について、ご紹介することとしたい」と申し上げた。ただ、11月17日に行われた無登録営業の禁止申し立てと、その後の模様及び11月26日に行われた無届募集の禁止申し立てについて、時宜を得た事案として、前回と前々回の二回にわたり、いわばトピック的に採り上げたところであり、今回以降、改めて証券検査について、ご紹介することとしたい。

では、証券検査のうち、まず、10月19日に発表した、「ファンド販売業者に対する検査結果について」を、ご紹介したい。

証券検査は、開示検査、課徴金調査、刑事告発等と並ぶ当委員会の重要な市場監視機能の一つであり、平成21事務年度では、金融商品取引業者177社、投資法人9社、登録金融機関24社、金融商品仲介業者1件、自主規制機関5件と幅広く、多数の対象を、財務局と連携しながら検査している。同事務年度の検査の結果、121社に対して問題が認められ、21件の行政処分勧告を行っている。

この証券検査の幅広い検査対象のうち、最も検査数が多く、一般にも広く知られているのが、いわゆる証券会社等の第一種金融商品取引業者であろう。

しかし、平成19年の金融商品取引法の施行に伴い、新たに集団投資スキームの持分の販売・勧誘を行う第二種金融商品取引業者等のいわゆる「ファンド販売業者」

が規制の対象となり、当委員会の検査対象としても重要性を増してきた。21年度には、24件の検査を行っている。

ちなみに、この集団投資スキームの持分とは、組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約等の形式により、

- (1) 他者から金銭等の出資・拠出を集め、
- (2) 当該金銭等を用いて何らかの事業・投資を行い、
- (3) 当該事業から生ずる収益等を出資者に分配

する仕組みに関する権利をいい、法的形式や事業の内容を問わず、包括的に金融商品取引法の規制対象である「有価証券」とみなすこととされている。そして、集団投資スキームの持分、いわゆるファンドの販売・勧誘を行う場合には、第二種金融商品取引業の登録(1人以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)かつ49人以下の一般の投資家を相手とする私募については適格機関投資家等特例業務の届出)が必要となっている。

さて、こうしたファンド販売業者については、当委員会は、21年度以降、集中的に検査を実施してきたところであり、本年9月末までに35先を検査し、約4割の15先において、重大な法令違反等が認められたことから、行政処分を求める勧告を行った。さらに、これら15先を含む25先(約7割)において法令違反等の事実が認められたため、検査結果通知書において当該問題点の指摘を行っており、検査を行ったほとんどのファンド販売業者について、何らかの問題点が認められる状況となっている。

こうしたことから、10月19日に発表した、「ファンド販売業者に対する検査結果について」において、検査結果の概要をしめすとともに、主な問題点と発生原因、そして、ファンド販売業者、当委員会それぞれの対応を記載するとともに、投資者の皆様への注意喚起を行ったところである。

今回は、その中で、時事性の強い、建議について触れることとしたい。

建議とは、金融庁設置法に基づき、当委員会に認められている機能の一つであり、「検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができることとなっているものである。

10月19日の「ファンド販売業者に対する検査結果について」の公表に併せて、金融庁長官に対して、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要があるとの建議を行った。

これは、先に述べた集中的な検査において、ファンドのうち、特に事業型ファン

ドについて、ファンドの運用を行う者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、ファンド販売業者がファンドの販売・勧誘を行っている状況が多く認められ、こうした状況下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用を行う者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていないことに、基づくものである。

この建議に基づき、10月22日に、金融庁より、「平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案」がパブリックコメントに付されている。

すなわち、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正として、第92条の2において、事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項としては、特則として、分別管理について、他の金融商品取引業者等への預託による場合には、預託先の商号又は名称、預託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地、預託の名義、預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項(銀行等への預金や信託により分別管理を行う場合も同様の事項)の記載が求められるほか、分別管理の実施状況及び当該金融商品取引業者等が当該実施状況の確認を行った方法の記載が求められるなどの内容となっている。

パブリックコメントは、11月22日に締め切られたが、ご関心のある方は、ご参照いただきたい(金融庁ホームページの報道発表資料に掲載中)。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

-----  
著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>